長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について

長期優良住宅を新築された場合、町に申告すると固定資産税が減額されます。

対象となる住宅

平成21年6月4日から令和8年3月31日までの間に新築された住宅のうち、一定の基準を満たす長期優良住宅と認定された場合、町に申告することで、当該新築住宅に係る固定資産税の減額措置が適用されます。

長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置

適用の条件	■専用住宅又は居住部分の面積が全体の 50%以上の併用住宅であること。
	■居住部分の床面積が 50 平方メートル以上 280 平方メートル以下であること。
	(共同住宅の場合は1区画当たり40平方メートル以上280平方メートル以下)
減額される範囲	居住部分の 120 平方メートルまでの税額が2分の1に減額されます。
適用される期間	■耐火、準耐火構造で、3階建て以上の住宅・・・ 7年間(通常5年間)
	■上記以外の住宅・・・・ 5年間(通常3年間)